

いっぴく（一福）システム 利用会員募集

市社会福祉協議会では、公的なサービス（介護保険など）で対応できない生活援助など、ちょっとした困り事をワンコイン（30分500円）で気軽に頼める仕組みとして新たに住民参加による同システム事業を開始し、現在サービスの利用会員を募集しています。

援助内容 部屋の清掃、家具の移動、粗大ごみ出し、電球交換など ※身体介護を伴う支援、自動車での移動支援、金銭の入出金などは対象外です。

対象者 おおむね65歳以上の人、心身に障がいのある人、12歳未満の子どもがいるひとり親家庭、産前産後の家庭

※その他の利用条件など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市社会福祉協議会（☎(25)8200)



相 談

発達相談

こども未来室では、臨床心理士による児童の発達相談を実施していますのでご利用ください。

とき 毎週月～金曜日、午前9時～午後5時30分（祝日は除く）

内容 18歳未満の児童の発達相談や保護者に対する助言

問い合わせ こども未来室（内線207）

若者自立のための無料相談窓口を開設しています

南河内若者サポートステーションでは、「働く自信がない」「人付き合いが苦手」などの悩みを持つ若者（15～39歳）を対象に、相談や就労に必要な知識を学ぶセミナー、職場体験などを実施しています。

また、月に1回、市役所で相談も実施しています（下表「若者の就労・自立相談」参照）。

なお、相談は随時受け付けていますので、まずは電話でお問い合わせください。保護者の相談もできます。

問い合わせ 同サポートステーション（常盤町3の17）☎(26)9441

今月の相談		気軽に相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、 祝日、年末年始を除く、1人年1回
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線182、185）、祝日、年末年始を除く
出張市民相談	第1・3水曜日	午後1時～4時	金剛連絡所	祝日を除く
行 政 相 談	15(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	20(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	23(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談
女性の悩み相談	8(木) 16(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※8(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	9(金)、20(火)、27(火)	午前10時～午後2時		☎(23)0567、問い合わせ（内線474）、女性の相談員による相談
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約も可 ☎(24)3700、電話相談も可、 祝日、年末年始を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組、祝日、年末年始を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日、年末年始を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日、年末年始を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日、年末年始を除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(26)3676、祝日、年末年始を除く
健 康 相 談	26(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
心配ごと相談	6(火)、16(金)、27(火)、 2/3(火)	午後1時～4時	総合福祉会館	電話相談も可 ☎(25)8200 ※6(火)、2/3(火)は障がい者の相談、 16(金)は司法書士による相談(要予約)、27(火)は女性の相談。
	9(金) 23(金)	午後1時～4時	金剛連絡所	女性の相談日 電話相談も可 ☎(29)1401 障がい者の相談日 (女性や障がい者以外の相談もできます)
	9(金)	午後1時～4時	かがりの郷	要予約 ☎(20)6070、司法書士による相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日、年末年始は除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887、祝日、年末年始を除く ※ただし、 事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農 業 相 談	7(火)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101、祝日、年末年始を除く
商工法律相談	13(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
日本政策金融公庫相談	14(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
税理士による税務相談	9(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～3時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日、 年末年始を除く、消費者ホットライン ☎0570(064)370
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター （人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 （就職のあっせんはしません）、祝日、年末年始を除く
若者の就労・自立相談	21(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約 ☎(26)9441（就職のあっせんはしません）
労働相談	8(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）
障がい者就業・生活相談	19(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線199） 専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）
住宅関連法律相談	16(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人



募 集

市非常勤職員を募集

業務内容 ①学童クラブ指導業務、②保育業務、③時間外保育業務、④保育園調理業務 ※雇用契約は、27年4月1日(火)から1年間で、勤務成績などにより翌年度の契約更新が可能(上限あり)です。勤務日など詳しくは実施要領をご覧ください。

受験資格

①次のいずれかに該当する人

●保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小・中学校教諭、高等学校教諭、中等教育学校教諭のいずれかの資格を有する人、または27年3月31日(火)までに資格取得見込みの人

●高等学校卒業生などであり、かつ2年以上放課後健全育成事業などの児童福祉事業に従事したことがある人

●大学などにおいて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学などのいずれかの課程を修めて卒業した人、または27年3月31日(火)までに修了・卒業見込みの人

②③保育士資格を有する人、または27年3月31日(火)までに資格取得見込みの人

④調理師免許を有する人、または27年3月31日(火)までに免許取得見込みの人

採用人数 ①8人程度、②6人程度、③15人程度、④1人

試験日・内容 2月11日(水) (予備日15日(木))、書類審査、面接試験 ※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 2月末までに本人へ通知

申し込み ①は1月9日(金)～、②③④は19日(月)～、いずれも2月10日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、各資格証の写しを添えてこども未来室(①内線296、②③④内線290)へ(郵送不可) ※申込書、実施要領は①1月9日(金)～、②③④19日(月)～、人事課(内線322)およびこども未来室で配布(市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードもできます)。

市立幼稚園臨時講師、支援学級介助員・介添人、特別介助員の登録を受け付け

①幼稚園臨時講師の登録

対象者 幼稚園教諭免許を有する人、または27年3月31日(火)までに取得見込みの人

②支援学級介助員・介添人の登録

対象者 幼稚園、小・中学校で、障がいのある幼児・児童・生徒の介助に関わる熱意のある18歳以上の人(介添人は小・中学校での登下校時の介添え)

③特別介助員の登録

対象者 小学校で、障がいがあり医療的行為を必要とする児童の看護(看護師業務)および介助(ヘルパー業務)に関わる熱意のある18歳以上で看護師資格を有する人

採用 いずれも4月から採用する人を選考(筆記と面接を①は1月24日(土)、②は1月31日(木)に実施、③は書類選考と面接を随時実施)により決定します。

登録有効期間 4月1日(火)～28年3月31日(木)までの1年間

受け付け 1月5日(月)～、教育指導室で配布する登録申込書に必要事項を記入し、①②は5日(月)～16日(金)、③は月～金曜日、午前9時～午後5時まで(いずれも土・日曜日、祝日は除く)に、同室(内線363、365)へ ※同申込書は市ウェブサイトの各課のページ「教育委員会教育指導室」からダウンロードもできます。



講座・催し

認知症介護家族の交流会

とき 1月28日(水)、午後1時30分～3時

ところ 金剛公民館

内容 薬剤師による講話「認知症の人の服薬管理」、参加者同士で情報交換

対象者 市内在住の認知症の人を介護されている人

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 1月22日(木)までに高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選) ※認知症の人とも参加される場合は事前にご相談ください。

認知症研修「いま、わたしたちにできること～若年性認知症の人の声を通して～」

とき 2月1日(日)、午後1時30分～3時30分

ところ 市消防本部 ※車でお越しの場合は、市役所駐車場をご利用ください。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 若年性認知症の人による講演、意見交換会 ※この研修は認知症サポーター養成講座も兼ねています。

定員 80人 **参加費** 無料

申し込み 1月23日(金)までに高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)

若さ・健康・体力アップ教室

とき 2月4日～3月25日の毎週水曜日(2月11日(水)は除く)、午前9時45分～11時45分(全7回)

ところ けあばる

内容 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 30人 **参加費** 無料

申し込み 1月25日(日)までにウエルネスけあばるへ(申し込み多数の場合抽選)



福 祉

高齢者の障がい者控除対象者認定書の申請を

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていなくても、市の障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、所得税や市・府民税の障がい者控除が適用される場合があります。所定の基準を満たす人には、認定書を交付しますのでお問い合わせください。なお、身体障がい者手帳などの所持者は、改めて認定書の交付を受ける必要はありません。

対象者 身体障がい者手帳などの交付を受けていない人で、要介護認定を受け、障がい者に準じる状態の人など

問い合わせ 高齢介護課(内線177)

新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額します

新築された住宅で、長期優良住宅の認定を受け、次の全ての要件に該当する場合、一定期間の固定資産税が減額されます。

該当要件 ①～④全てに該当

- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ②21年6月4日～28年3月31日(木)までに新築された住宅
- ③住宅部分の床面積が50平方 m^2 （戸建て以外の貸家住宅は40平方 m^2 ）以上280平方 m^2 以下の住宅
- ④住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上ある住宅

減額期間 新築後5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間）

※認定長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。また、都市計画税は減額されません。

※新築の翌年1月31日までに、認定を受けて新築されたことを証明する書類を添えて、課税課へ申告してください。

問い合わせ 課税課（内線113～116）



上下水道

水道メーターの盗難にご注意を

最近、近隣市町村において各家庭などに設置している水道メーターが盗難される事件が多発しています。

水道メーターは給水装置の一部であり、盗難に遭うと蛇口から水が出ない状態となります。

蛇口から急に水が出なくなった場合は、家庭などの敷地内にある「量水器」と表示のある水道メーターボックス内の水道メーターをご確認ください（ただし、水道工事などにより蛇口から水が出なくなることもあります）。

市では、連絡なく水道メーターを取り外すことはありません。不審な行為を見つけた場合はご連絡ください。

問い合わせ 水道工務課（内線257）

悪質な訪問販売にご注意を

最近、まるで市から委託されたような口ぶりで、水質の調査や浄水器を売りつける訪問販売が発生しています。

良心的に営業する業者が多い中、一部の業者が「かたり」や「強引営業」で問題を起こしています。

市は直接、給水管の清掃や浄水器の販売・調査・工事などはしていません。必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。

問い合わせ 水道総務課（内線251）市消費者相談室（内線186）



国民年金

成人式を迎える皆さんへ

成人おめでとうございます。国民年金に加入することは成人の義務の一つです。国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての人が加入し、老後の所得保障だけでなく、不慮の事態によって生活が不安定になることのないように支え合う制度です。

基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の人でも納付した保険料以上の年金を受け取れます。さらに、賃金や物価の変動に合わせて年金受給額が改定されるため安心です。

また、経済的な理由などで納めることが困難なときは、申請により保険料の免除や納付を猶予することができる制度などもありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（内線153）、天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

国民年金保険料の「2年前納（口座振替）」をご利用ください

国民年金保険料の27年4月末の口座振替分で、割引額の大きい「2年前納」がご利用いただけます。申込期限は2月末までです。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金の受給者には1年間の年金の支払い総額などを記載した「源泉徴収票」が1月末に日本年金機構から送付されますので、確定申告などの際に添付してください。また紛失などした場合は再交付申請をしてください。なお、障がい年金や遺族年金などは課税対象外のため同票は送付されません。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは国民年金に年金を上積みする公的な制度です。20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者（自営業の人など）や60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人で、国民年金保険料を納めている人が加入できます。掛け金は住民税と所得税の社会保険料控除の対象になります。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど税制面で優遇措置があります。

問い合わせ 府国民年金基金〔☎0120(65)4192〕

保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を送付

26年1月から12月までの間に、本市へお支払いいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の保険料納付済額通知書（納付済額のお知らせ）を、1月中旬から月末までにそれぞれ送付します。所得申告の際にご利用ください。

納付された保険料は、いずれも確定申告や住民税申告の際に、所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。

※ただし、介護保険料の特別徴収対象者については、同通知書は送付されませんので、年金保険者（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票をご利用ください。

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、後期高齢者医療制度保険料については福祉医療課（内線158、159）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）



国民健康保険

高額な診療を受ける皆さんへ

1カ月の医療機関での支払い額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されますが、事前に「限度額適用認定証」などの申請をし、医療機関の窓口で提示すると限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

対象者 市国民健康保険に加入している70歳未満の人および70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の人 ※70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯以外の人には「国民健康保険証」と「高齢受給者証」を窓口で提示してください。「限度額適用認定証」などの申請は必要ありません。

問い合わせ 保険年金課（内線150、188）

高額医療・高額介護合算療養費制度の申請を

1世帯で1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担金の合計額が、同制度の自己負担限度額（下表）を超えるときは、それぞれからその超過額が支給（払い戻し）されます。

該当する人には、1月末ごろに申請手続きが記載されている勧奨通知を送付する予定です。通知が届いたら、それに従って申請してください。

負担軽減の例

夫婦2人世帯でどちらも70歳以上、住民税非課税（低所得Ⅱ）の場合

1世帯で1年間に医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年間の負担が50万円の場合、世帯員全員が住民税非課税の場合の基準額31万円を超えた金額の19万円が払い戻され、実際の年間負担額が31万円になります。

対象者	負担区分	負担割合	自己負担限度額（年額） （医療保険＋介護保険）	
・市国民健康保険に加入している70～74歳の人 ・後期高齢者医療制度に加入している人	現役並み所得者	3割	67万円	
	一般	2割	56万円	
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	または	31万円
		低所得Ⅰ	1割	19万円
市国民健康保険に加入している70歳未満の人	上位所得者	3割	126万円	
	一般		67万円	
	住民税非課税世帯		34万円	

※年額の期間は毎年8月～翌年の7月までの1年間となります。

注意事項

・市国民健康保険に加入の70歳未満の人については、一つの医療機関（外来は診療科ごとの場合あり）での自己負担額が月額2万1000円未満の場合は対象になりません

・医療保険と介護保険の自己負担額がいずれか0円の場合は対象になりません
・支給額（超過額）が500円以下の場合には対象になりません

・25年8月～26年7月までの間に、「市町村を越える転居をした人」「他の医療保険制度から国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行した人」には、勧奨通知ができない場合があります

問い合わせ 市国民健康保険加入者は保険年金課（内線150、188）、後期高齢者医療制度加入者は福祉医療課（内線158、159）または府後期高齢者医療広域連合給付課〔☎06(4790)2031〕、介護保険分は高齢介護課（内線179）



税

固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税の対象になります。

1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は2月2日（月）までに申告してください（休・廃業されている場合も申告が必要です）。

なお、所有者には12月中に申告書類を郵送していますが、届かないときや事業の開始により初めて申告される場合はご連絡ください。

問い合わせ 課税課（内線114、115）

給与支払報告書などは2月2日までに提出を

事業主は、「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている従業員が1月1日に居住する市町村の住民税担当課へ2月2日（月）までに提出してください。なお、同報告書の提出枚数を記入する総括表の「特別徴収」および「普通徴収」の区分に注意してください。

問い合わせ 課税課（内線111、112）

税務署からのお知らせ

○富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です

とき 2月4日（水）～3月16日（月）、午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月22日（水）、3月1日（水）は開設します）※例年、確定申告期限間際は大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

ところ すばるホール

○消費税法の改正について

消費税（地方消費税を含む）の税率は、26年4月1日から8%に引き上げられました。消費税の課税事業者が26年4月1日を含む課税期間分（個人事業者の場合は平成26年分）の消費税および地方消費税の確定申告書を作成する際、課税売上げ・課税仕入れについて旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分する必要があります。なお、税率引き上げに伴う経過措置により、26年4月1日以降の取引でも旧税率が適用される場合があります。詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.ntago.jp/>）をご覧ください。

問い合わせ 富田林税務署（若松町西二丁目1697の1）〔☎(24)3281〕

今月は市・府民税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

預（貯）金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預（貯）金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課（内線121～124）

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	